

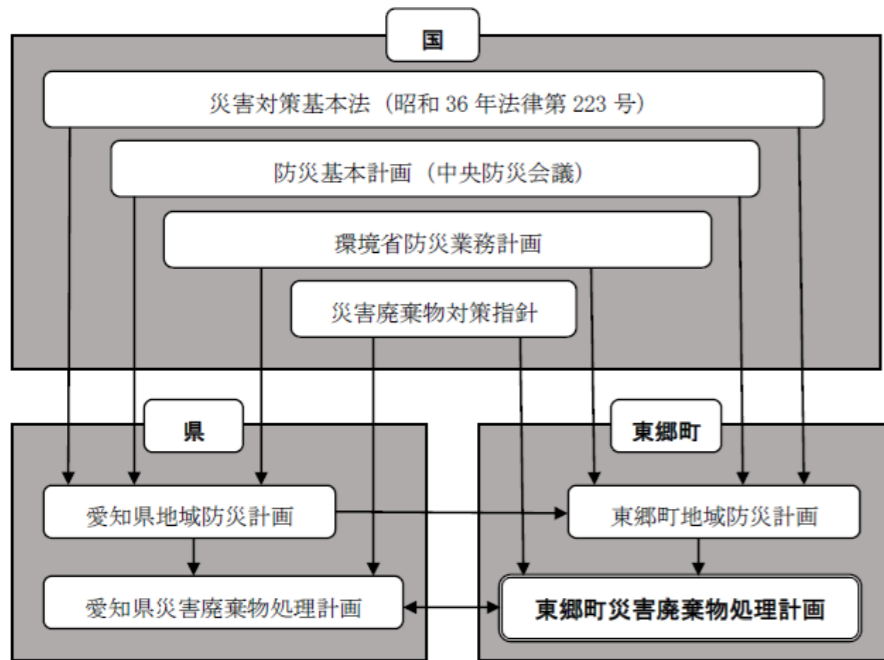
東郷町災害廃棄物処理計画（概要版）

1 計画策定の趣旨

本町における災害発生後の早期復旧・復興を果たすべく、あらかじめ災害が発生した際の廃棄物の迅速かつ適切な処理に資するための計画を定める。

2 計画の位置付け

本計画は、環境省の指針を踏まえ、東郷町地域防災計画と整合性を図りつつ、想定される災害を基にして、発災前の業務、発災後の応急対策、復旧・復興対策等に必要な事項について、本町の災害廃棄物対策の基本的な考えや方向性を取りまとめたもの。



3 対象とする災害等

- 地震災害、風水害、その他自然災害
- 被害想定は、本町の地震等の対策を進めるうえで軸となる想定である、南海トラフ地震の「過去地震最大モデル※」

※南海トラフで発生したことが明らかで規模の大きい5地震を重ね合わせたモデル

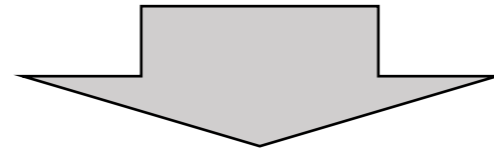
【廃棄物の種類】

被災者の生活に伴う廃棄物	生活ごみ（可燃ごみ、資源ごみ）、避難所ごみ、し尿
災害によって発生する廃棄物等	可燃物、不燃物、木くず、コンクリートがら、金属くず、腐敗性廃棄物、廃家電、廃自動車等、有害廃棄物、その他処理困難な廃棄物

4 本町の特徴と災害廃棄物処理に係る基本的方針

【本町の特徴】

- ・30年以内にM8以上の地震が発生する確率は70～80%
- ・名古屋市東部に隣接し、起伏に富んだ地形
- ・都市化の進展による人口増に比例し、災害時の被災人口も増加



- ・災害廃棄物は、通常時のごみの約2.1年分という大量かつ、処理困難物を含む様々な種類のものが発生

【災害廃棄物処理に係る基本方針】

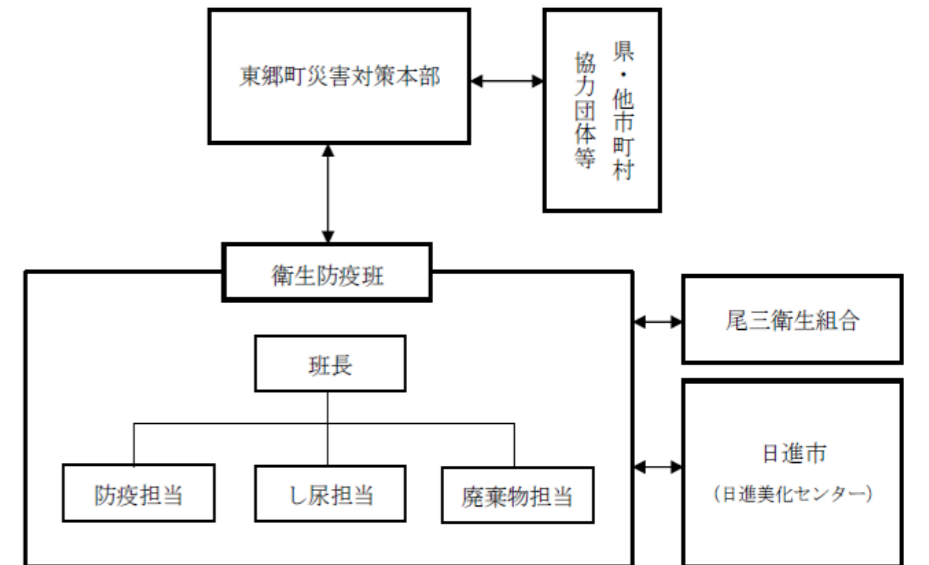
- (1) 計画的かつ迅速な処理
災害廃棄物の発生量を的確に把握し、関係機関と連携した速やかな処理の実施
- (2) 安全確保・環境への配慮
生活環境への影響に配慮した災害廃棄物の収集運搬・保管・処理
- (3) 分別・リサイクルの推進
災害廃棄物発生場所、仮置場での分別を実施し、資源物のリサイクルを実施

5 災害廃棄物処理の主体

- 災害廃棄物は一般廃棄物であるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）により、町がその処理責任を担う。
- 本町が甚大な被害を受け、自らのみでは災害廃棄物の処理が困難な場合には、地方自治法に基づき、県へ事務の一部を委託し、災害廃棄物の処理を行う。

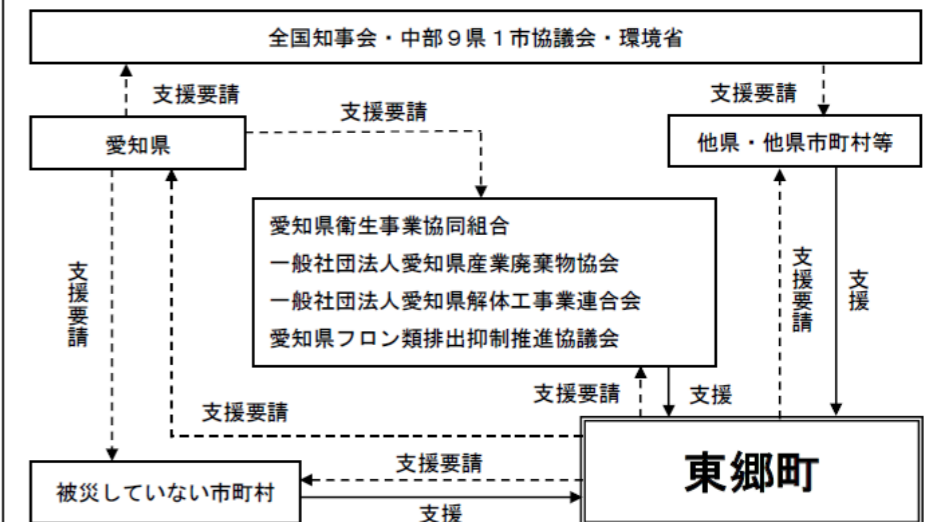
6 組織体制

災害廃棄物対策は、東郷町災害対策本部の中に設置される衛生防疫班を中心として行う。



7 協力・支援体制

町は大規模災害に備え、県、他市町村、一部事務組合、下水道管理者及び廃棄物関係団体等と災害時の応援協定を締結しており、本町のみでは災害廃棄物の処理が困難な場合は、応援要請を行う。



8 被災者の生活に伴うごみ・し尿の処理

(1) ごみ

ア 発生量

(単位：kg/日)

	発災前	発災1週間後	発災1か月後
生活ごみ	30,420	27,420	29,220
避難所ごみ	—	3,000	1,200
合計	30,420	30,420	30,420

イ 処理対策

- 発災後3～4日後には、避難所のごみ収集を開始する。
- 避難所の開設・閉鎖に合わせ、収集ルートを作製・更新する。

※仮置場には搬入せず既存処理施設で処理を行う。

(2) し尿

ア 発生量

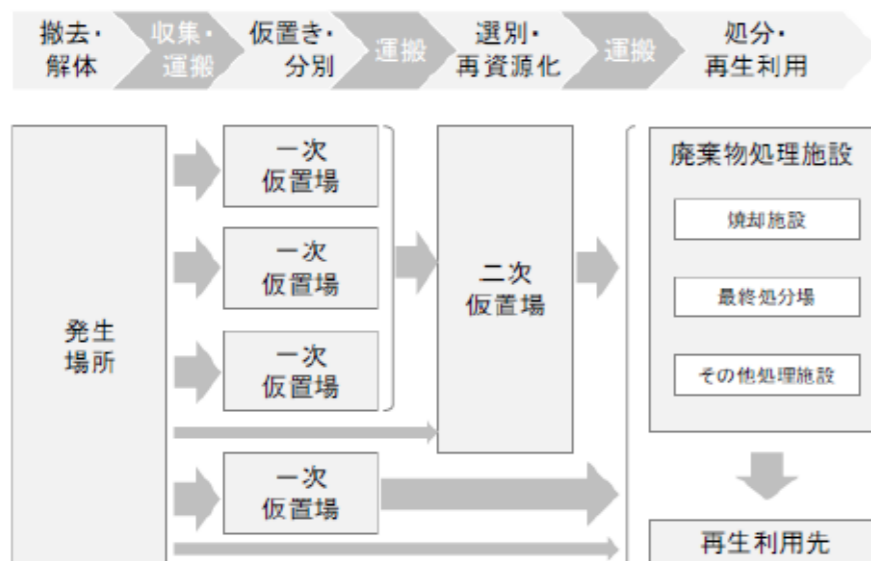
	発災1週間後	発災1か月後
し尿発生量	17.8 kℓ/日	2 kℓ/日

イ 処理対策

- 仮設トイレ設置の翌日から回収を行う。
- 発災後1か月程度は、浄化槽汚泥より、し尿処理を優先する。

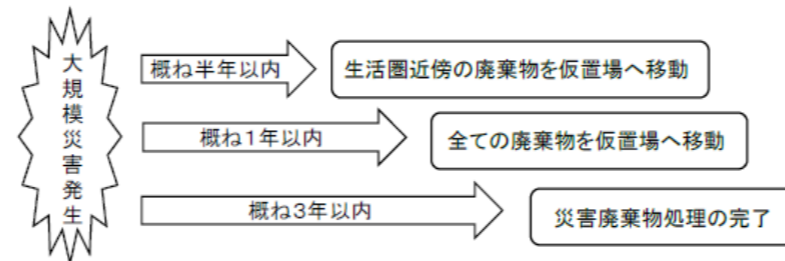
9 災害廃棄物処理の流れ

- (1) 災害廃棄物は、発生場所から「一次仮置場」に運び仮置きする。
- (2) その後、より規模の大きな「二次仮置場」に運搬し、選別処理、再資源化を行う。
- (3) 選別後、廃棄物処理施設での処理や再生利用を行う。



10 災害廃棄物処理の処理期間

町民が生活を営む近傍にある災害廃棄物を速やかに（概ね半年以内）、全ての災害廃棄物を1年以内に仮置場へ移動させ、概ね3年以内に処理を完了させる。



11 仮置場

(1) 仮置場の種類

名称	利用方法等
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 被災家屋等から排出される災害廃棄物や、生活空間等に散乱した災害廃棄物を生活圏から速やかに移動させ、一時的に集積する。 廃棄物の分別保管を行うとともに、重機等を用いた粗選別を行う場合もある。
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 一次仮置場のみでは選別、保管、処理が困難な場合に、災害廃棄物を二次仮置場へ移し、機械選別、再資源化等を行う。 仮焼却炉を設置して焼却処理を行う場合もある。

(2) 仮置場必要面積

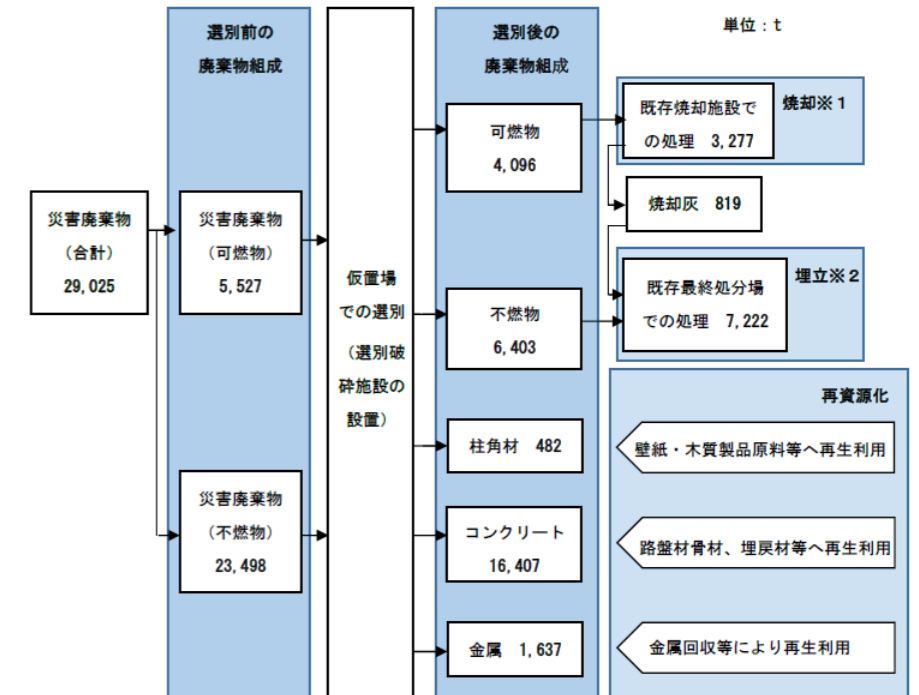
災害廃棄物発生量		仮置場面積 (㎡)		
重量 (t)		保管面積	作業スペース	必要面積
可燃物	不燃物			
5,527	23,498	5,185	3,457	4,321

仮置場についての補足

- ・仮置場は、災害廃棄物を分別、保管、処理するために一時的に集積する場所で、被災した家財を含む災害廃棄物の速やかな撤去、処理・処分を行うために設置する。
- ・仮置場は、災害廃棄物処理のために自治体が設置、管理する場所であり、住民が自宅近傍に自ら設置した災害廃棄物の集積場や通常のごみ集積場とは異なる。
- ・生活ごみは仮置場に搬入しない。

12 中間処理・再資源化・最終処分

(1) 災害廃棄物の処理フローと処理量



(2) 処理体制

災害廃棄物の処理においては、発生現場での分別とともに、仮置場における重機選別、機械選別、再資源化を徹底。

周辺市町村及び県内の廃棄物処理業者等の廃棄物処理施設を最大限活用する。

13 その他の事項

(1) 人材育成・訓練

災害廃棄物処理の中心的役割を担う職員については、県等が開催する災害廃棄物処理対策等の訓練や研修会に積極的に参加し、知識の向上を図るとともに、本計画で定めた仮置場の設置・運営方法についての確認や机上訓練などを実施し、迅速な処理対応能力を向上させる。

(2) 本計画の見直し

町の防災計画や国県等の災害廃棄物対策の見直し、国内の大規模な災害における対策事例等により、本計画に見直しの必要が生じた場合は見直しを行う。